

「租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年3月31日
厚生労働省

今般制定された、「租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第166号）は、令和5年度税制改正の大綱に基づき、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の4及び第28条の10の規定における医療用機器の特別償却の対象となる医療用機器を大臣告示にて規定するものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）

担当：厚生労働省 医政局総務課